

# 光化学スモッグ・微小粒子状物質 (PM2.5) 情報メール 配信登録について

茨城県では、県のホームページ及び電子メールにより光化学スモッグ・PM2.5の注意喚起等の情報配信を行っています。メール配信登録は随時可能ですので、登録して活用されることをお勧めいたします。

また、注意喚起時には、行動の目安に御留意いただきますよう、お願いいたします。

## 《メール配信の登録方法》

以下のURL（茨城県大気汚染常時監視情報）にアクセスし登録して下さい。

<https://www.taiki.pref.ibaraki.jp/touroku>

## 《配信内容》

光化学スモッグ（配信期間4月から10月）

- ・当日情報（選択登録した方のみ）

高濃度化が予想されるときに配信

- ・予報

オキシダント濃度が0.12ppm以上になることが予想されるときに発令

- ・注意報

オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、それが継続することが認められるときに発令

## PM2.5

- ・注意喚起情報

環境省が示したPM2.5の暫定指針値（1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超える可能性が高いときに配信

判断基準	注意喚起実施の時刻
午前5時から7時の3時間の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合	午前8時を目途
午前5時から正午の8時間の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合	午後1時を目途

つくば市においては、県内一般大気環境測定局（18局）のうち南部地域（4局）のいずれかで上記の判断基準を超えた場合、注意喚起が行われます。

## 《注意喚起時の行動の目安》

### PM2.5

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出を出来るだけ控える。
- ・屋内においても、換気や窓の開閉を必要最小限にするなどにより、外気の侵入を出来るだけ減らす。
- ・特に、呼吸器系や循環器系に疾病のある方・お子様・ご高齢の方は、体調に応じて、より慎重に行動する。

### 光化学スモッグ

- ・目・のどに刺激を感じたときは、洗顔・うがい等を行う。
- ・ぜんそく・呼吸器疾患・特異体質等の者は、外出しないようにする。
- ・学校・幼稚園・保育所等については、状況に応じ屋外運動を中止する。
- ・学校・病院・診療所等においても、窓を閉めるようにする。
- ・自動車等を使用する者は、その運行を差し控えるようにする。
- ・屋外での燃焼行為を極力控える。(焼却炉による燃焼も極力避けること。)